

専門業務型裁量労働制の適用／非適用による労働時間等の違いについて

(令和6年4月以降)

事 項	裁量労働制を適用した場合 (根拠規定, 取扱いの内容等)	裁量労働制を適用しない場合 (根拠規定, 取扱いの内容等)
1日の労働時間	専門業務型裁量労働制に関する労使協定(第5条) ・1日: <u>7時間45分(みなし労働時間)</u>	職員の労働時間, 休日及び休暇等に関する規則(第3条) ・1日: 7時間45分
出・退勤時刻	同上(第6条) ・午前5時～午後10時の間で教員の裁量(授業や会議時間は除きます。)により設定可能。	同上(第3条, 第7条, 別表第1) ・通常: 月～金 8:30～17:00 など ※上記の労働時間帯に兼業を行う場合は, 個別に労働時間の割振が必要。
休憩時間	同上(第9条) ・業務の遂行状況を勘案し, 勤務の途中で取得可能。	同上(第4条, 第7条, 別表第1) ・通常: 12:00～12:45 など
時間外労働 (休日・深夜労働以外)	同上(第5条) ・労働時間の多少にかかわらず1日7時間45分勤務したものとみなす。 ※法定休日(4週4休)以外の休日については適用職員の裁量により1週間の所定労働時間の範囲内で業務を行うことができる。 ※病院において, 休日以外の午後5時から翌日午前8時30分までに診療に従事する場合は, 診療付加手当を支給。	同上(第10条), 時間外労働及び休日労働に関する労使協定, 大学教員等の労働時間管理に関する申合せ ・ <u>教員等には, 病院において緊急を要する診療に従事する場合を除き, 原則として命じない。</u> ・命じた場合は, 割増賃金を支給。
休日・深夜労働 (休日: 4週4休) (深夜: 22:00～5:00)	同上(第8条) ・事前に, 部局長等の許可が必要。 ・許可した場合は, 割増賃金を支給。 ※病院において, 休日に診療に従事する場合は, 診療付加手当を支給。	同上(第11条), 同上労使協定, 同上申合せ ・ <u>教員等には, 病院において緊急を要する診療に従事する場合を除き, 原則として命じない。</u> ・命じた場合は, 割増賃金を支給 ・休日に勤務した場合には, 休日の振替を行う。
勤務状況の把握	同上(第10条), 大学教員等の労働時間管理に関する申合せ(第3) ・「出勤簿」, 「休暇簿」等 ・毎月「勤務状況自己申告書」の提出により勤務状況を把握。	同上(第13条, 第14条) ・「出勤簿」, 「休暇簿」等 ※病院の勤怠管理システム(Dr. JOY)対象者は, Dr. JOYにより勤務状況を把握する。
兼業	職員兼業規則 ・事前に許可申請必要。 ・労働時間の割振は必要なし。	職員兼業規則 ・事前に許可申請必要。 ・労働時間の割振が必要。

担当: 財務・総務室人事部制度企画グループ
 電話: 082-424-6027 内線 6027, 6028
 E-mail: fukumu-seido@office.hiroshima-u.ac.jp